

商工会ニュースやはば No.1

第60回矢巾町商工会通常総会

第60回矢巾町商工会通常総会を次の日程で開催します。議題は、5月6日に開催される理事会で決定した後に、改めて総会開催案内でお知らせします。

会員の皆様には、日程を確保いただき、是非ご出席いただきますようお願いいたします。

- | | | |
|----|---|-----------------------|
| ■日 | 時 | 令和4年5月24日（火）午後2時30分から |
| ■場 | 所 | 矢巾町文化会館（田園ホール） |

【コロナ支援策】 事業復活支援金

「事業復活支援金」は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小法人・個人事業者の事業継続・回復を支援するの支援制度です。

「国や地方自治体による休業・時短営業等コロナ対策に係る要請を受けた」「消費者の外出・移動の自粛や新しい生活様式への移行」「コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限」等の理由により影響を受けて売上減少している方が対象となります。

詳細につきましては、相談窓口（0120-789-140）またはホームページ（<http://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>）でご確認ください。

また、登録確認機関（商工会）の事前確認については、事前予約が必要となりますので商工会に電話連絡（697-5111）をお願いします。（事前確認については、矢巾町商工会員に限ります。）

【申請期間】

2022年1月31日（月）～5月31日（火）

【給付対象】 ①と②を満たす中小法人・個人事業者が給付対象となり得ます。

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ②2021年11月～2022年3月のいずれかの月（対象月）の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月（基準月）の売上高と比較して50%以上または30%以上50%未満減少した事業者

【給付額】

- 中小法人等：上限最大250万円
 - 個人事業者等：上限最大50万円
 - 給付額：基準期間の売上高－対象月の売上高×5か月分
- ※売上高減少率によって、給付額は変動します。

【注意事項】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない売上減少の場合は給付対象とはなりません
- ・申請は、全てWEBでの申請となります。各事業者でアカウントの登録及びIDを取得する必要があります。また、申請に当たっては、登録確認機関（商工会・商工会議所等）の事前確認が必要となります。

職員の異動について

会員の皆様の支援に携わった、福井厚美副主幹が4月1日付けで八幡平市商工会に異動となりました。

後任として、小和田疾風主事（前任地：軽米町商工会）が皆様の支援して参りますのでよろしくお願い申し上げます。